

# 平成21年度第二次補正予算 に関する提言

平成21年11月

全 国 知 事 会  
景気・雇用・地域活性化  
プロジェクトチーム

政府においては、我が国が直面する極めて厳しい経済・雇用情勢に対処するため、平成21年度における第二次補正予算の編成方針を去る11月17日の閣議で報告されたところであり、現在、この予算案に盛り込むべき施策の検討を進めていると承知している。

このことは、政府が、現下の厳しい経済・雇用の状況を正しく認識し、これに迅速・適切に対処しようとする決意の表れであり、その姿勢を高く評価し、歓迎の意を表したい。

現在、各地方団体においては、国の施策も活用しながら、それぞれの地域における経済・雇用情勢の改善に向けた対策に全力で取り組んでいるところであるが、第二次補正予算の検討に当たっては、国と地方が力を結集し、この難局を乗り越えていけるよう、施策の内容及び手法に関して、次の事項に留意され、地方の経済や雇用の実情などに十分配慮するよう強く求める。

## 記

### ．施策の内容について

#### 1．雇用関係交付金の増額などについて

##### (1) 緊急雇用創出事業について

雇用情勢の更なる悪化が懸念され、国からの要請を踏まえて、各都道府県が前倒し執行を進める中、平成22年度以降の計画的な対策の実施を担保するため、速やかに交付金の増額を行うこと。また、地方自治体の意見等を踏まえ、更なる要件緩和を行うこと。

##### (2) ふるさと雇用再生特別基金事業について

10月の緊急雇用対策において、事業収益の委託元への返還に係る要件緩和が行われ、本事業の活用ニーズが高まる中、地域における安定した雇用の場を可能な限り多く創出していくため、交付金の増額を行うこと。また、地方自治体の意見等を踏まえ、人件費割合をはじめ、更なる要件緩和を行うこと。

### (3) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金間での弾力的な運用について

限られた基金を有効かつ効率的に活用し、新政権が掲げる「地域主権」を実現していくためにも、地域の裁量に基づき、弾力的な事業実施が可能となるよう、両基金間の流用可能額を一定の範囲内で設定できるようにすること。

## 2 . 新卒者などの就職支援の充実について

新卒者が円滑に就職し、地域社会を支える力として成長できるよう、就職内定の獲得に全力を挙げるとともに、就職先未定のまま卒業した者に対する職業訓練受講・資格取得機会の確保のため、職業能力開発施策の充実を図ること。

## 3 . 「環境」を柱とした成長戦略の推進について

国の「予算重点指針」(以下、「指針」という。)の3本の対策の柱の一つである「環境」について、産業として着実に成長し、雇用の受け皿が拡大するよう、施策の一層の充実や必要な事業化を行うこと。また、「経済成長戦略」の検討に当たっても、これら分野の位置づけを十分に検討し、施策の充実を図ること。

- ・ 森林整備における地方公共団体や森林所有者の負担の軽減及び木材利用の推進
- ・ 住宅版エコポイント制度の導入による省エネ・エコ住宅の普及促進
- ・ LEDやリチウムイオン電池などの環境先端技術を活用した公共設備等の全国導入を促進するなど、需要創出のための対策の実施
- ・ 地域の中小企業者とエネルギー供給関連事業者などが連携して行う、温室効果ガス削減と生産性向上の両立を目指す多様なプロジェクトに対し、削減量に応じた支援を行うなどの制度の創設

## 4 . 研究開発の促進について

世界的に急速に進むグローバル化の中で、国際的な競争力を高め、持続的な経済成長を実現するため、産学官の研究開発をはじめとする地域における研究開発促進施策の充実を図ること。

特に、近年、大学と地域が積極的に取り組んでいる産学官連携は、地域に新しい技術、新しい思考をもたらし、ひいては、産業、農業、環境、医療、福祉、健康の広範な分野において新たな地平を開く地域活性化の極めて効果的な方法・枠組みであり、現に大きな成果をあげつつある。

このため、日本の明日のために不可欠な地域の科学技術振興や産学官連携に資する予算を確保すること。

## 5 . 金融対策について

今年度で取扱期間が終了する「緊急保証制度」及び日本政策金融公庫のセーフティネット貸付については、既に、期間延長の方針が示されたところであるが、現下の厳しい経済環境下における中小企業の資金繰りを支援するため、期間延長を確実に実施するための予算措置を早急に行うとともに、「緊急保証制度」の対象業種についても、地域の実情を踏まえて拡充するなど、中小企業金融の一層の円滑化を図ること。

また、「緊急保証制度」を実施する間、信用保険料の引き上げによらない信用補完制度の維持拡充に必要な財政措置を講じること。

## 6 . 地域主権型社会の実現に向けた地域経済の活性化について

地方において「地域主権型社会」にふさわしい定住の核となるような圏域を形成し、地域経済の活性化を推進するため、地域生活に必要な都市機能等の充実や周辺地域の生活機能の確保を図るための地域の主体的な取組に対する支援の充実を図ること。

## 7 . 地域医療体制の充実について

住民が安心して暮らせる地域づくりは、地域の経済・雇用の安定に不可欠であり、その鍵となるのが地域医療の体制整備である。

指針に記載されている「新型インフルエンザ対策」などの緊急的対策に加え、医師養成について重点的に取り組むほか、医療福祉人材の確保、救急医療や小児医療、周産期医療の確保など、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、支援の充実を図ること。その際、必要不可欠なハードの整備についても、支援対象とすること。

## 8 . 公立学校施設の耐震化の推進について

学校施設の耐震化は喫緊の課題となっており、事業予算を措置するとともに、地方において必要な事業の実施が可能となるよう財源措置の充実を図ること。

## ．施策手法などについて

### 1．地方財政への配慮について

地方自治体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、対策の実施に当たっては、地方負担を伴わないよう配慮すること。なお、やむを得ず地方負担が生じる場合には、適切な財政措置を講じること。

特に、地域の活性化等に資する事業を積極的に取り組むことができるよう、地方自治体に対する臨時的な交付金制度を創設すること。

### 2．複数年度での事業の執行について

本年度の補正予算は、平成22年1月の通常国会冒頭での処理が想定されているが、その後、年度末までの約2か月間で無理に使い切るのではなく、複数年度での執行が可能となるよう柔軟に対応すること。

### 3．地方の知恵を引き出す事業設計について

現下の厳しい経済・雇用情勢を乗り切るためには、国と地方双方の「知恵」を結集し、オールジャパンでの政策形成能力の向上を図ることが重要である。このため、個別事業の設計に当たっては、地域主権の観点から、地方の「知恵」を引き出し、それぞれの地域がその実情に応じ、創意工夫を活かした取組ができるよう、従来の補助金や交付金の細部にわたる用途制限の廃止といった見直しや、使い勝手の良い施策メニューの充実を図ること。

平成21年11月24日

全 国 知 事 会  
景気・雇用・地域活性化  
プロジェクトチーム

(PTリーダー) 神奈川県知事 松 沢 成 文  
北海道知事 高 橋 はるみ  
栃木県知事 福 田 富 一  
千葉県知事 森 田 健 作  
新潟県知事 泉 田 裕 彦  
三重県知事 野 呂 昭 彦  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門  
沖縄県知事 仲井眞 弘 多